

水道メーター取替等業務委託（土庄町豊島）標準仕様書

本仕様書は、委託者 香川県広域水道企業団（以下「甲」という。）が委託する、土庄町豊島における水道メーター（以下「メーター」という。）の取替及び取付・撤去業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。受託者（以下「乙」という。）は、契約書に定めるもののほか、本仕様書及び別に定める特記仕様書（以下「本仕様書等」という。）に基づき、善良な管理者としての注意義務をもって委託業務を履行しなければならない。

なお、本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書による。

1 一般事項

（１）法令等の遵守

乙は、委託業務の履行に当たっては、次の法令等を遵守しなければならない。

- ア 水道法
- イ 地方公営企業法
- ウ 地方自治法
- エ 香川県広域水道企業団水道事業給水条例及び同条例施行規程等
- オ 香川県広域水道企業団個人情報保護条例
- カ 香川県広域水道企業団情報公開条例
- キ 労働基準法等労働関係法規
- ク その他委託業務に関連する法令等

（２）情報の管理

ア 秘密漏洩の禁止

乙は、委託業務の履行に際して知り得た情報に関し、譲渡、貸与、複写、閲覧、口頭などいかなる手段においても、一切第三者に漏らしてはならない。また、知り得た情報を自己の利益のために用いてはならない。

なお、この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

イ 記録物等の持ち出し禁止

乙は、甲から貸与された電磁的記録、帳票、手書きの書類、担当者のメモ類その他委託業務に伴う媒体、帳票類（以下「記録物等」という。）を、委託業務等の遂行上、当然必要となる場合を除き、電送、記録媒体、帳票等いかなる手段においても、甲の許可なく乙営業所以外の場所へ持ち出してはならない。

ウ 記録物等の管理

乙は、記録物等を汚損、亡失、盗難、流出等のおそれがないよう、細心の注意を払って管理しなければならない。特に、電磁的記録については、特別なセキュリティ区画を設けるなどの措置を講じなければならない。

（３）適正な雇用条件の確保

乙は、委託業務を履行するに当たり、乙が雇用するもの（以下「従業員」という。）に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。

（４）従業員に守らせるべき事項

乙は、従業員を指導、監督し、次の事項を守らなければならない。

なお、従業員の行為により、水道使用者、管理人等（以下「使用者等」という。）とのトラブル及び使用者等に損害が発生した場合は、乙の責任において対応しなければならない。

ア 法令等を遵守するとともに、善良な管理者としての注意義務をもって情報を管理すること。また、業務上知り得た情報等についての秘密を守ること。

なお、従業員が職を辞した後も同様とする。

イ 委託業務従事中は、作業従事者としてふさわしい服装を着用すること。

ウ 委託業務従事中は、従業員証等身分を証明できるものを携帯するとともに、使用者等から当該証明書等の提示を求められたときは、速やかに提示すること。また、使用者等の土地又は建物等に立ち入るときは、その目的を明確に告げ、使用者等に不快感を与えないようにすること。

エ 使用者等に対し、委託業務を受託しているものとしてふさわしい態度及び言葉遣いをする。

オ その他、委託業務の実施に当たり必要な事項

(5) 委託業務の履行体制

乙は、委託業務を履行するに当たり、業務責任者を置くとともに、必要な場合、業務責任者補助員を置き、甲の営業時間帯及び委託業務実施日に対応可能な体制を取らなければならない。また、緊急連絡体制についても、甲に報告するものとする。

(6) 業務責任者の職務

業務責任者の職務は、次のとおりとする。

なお、その職務の一部を補助員に履行させることができるものとする。

ア 委託業務の適正な管理運営及び甲との連絡調整を行うこと。

イ 契約書、仕様書及び業務内容を十分に把握すること。

ウ 委託業務に関する報告を総括し、甲に報告すること。

エ 委託業務開始日から正常な委託業務を履行できる体制を整えること。

オ 従業員に対して委託業務上の十分な指導を行い、適正な業務を執行できるようにすること。

カ 甲との連絡を密にし、意思の疎通を図るとともに、委託業務の履行に当たって、疑義、問題事案などが発生した場合、甲と協議の上、自らの責任で協議事項を的確に行わせるよう、従業員を指導すること。

キ その他、委託業務の実施に当たり必要な事項

(7) 従業員研修等

ア 従業員研修

乙は、お客さま相談や事故の防止のため、お客さま接遇、委託業務に必要な専門知識及び法令の基礎知識等の必要な事項について、従業員の定期的な研修を実施しなければならない。

イ 業務の引継ぎ

乙は、委託業務に従事する者が交代する場合、新従事者に十分な研修を行うとともに、旧従事者から新従事者に業務内容等の引継ぎを遺漏なくさせなければならない。

(8) 委託業務状況の報告等

ア 事故報告

乙は、委託業務の履行において、使用者等とのトラブル、記録物の亡失その他の事故があったときは、その対応に当たり、遅滞なく口頭で甲に報告するとともに、速やかにそのてん末を文書で甲に報告しなければならない。

イ 質問及び回答

甲及び乙は、業務の実施内容に関し、それぞれ相手方から質問があったときは、速やかに回答しなければならない。

(9) 賠償請求

乙が委託業務を履行した際、乙の故意又は重大な過失により使用者等に損害を与え、使用者等から甲へ賠償請求があったときは、甲は乙に賠償請求相当額を請求することができる。また、乙が甲に損害を与えたときも同様とする。

(10) 業務専念義務等

委託業務従事中は、他の営業行為に類する行為を行ってはならない。また、委託業務の履行に際して、金品などを収受してはならない。

(11) 履行事務

乙は、この仕様書等に明記されていない事項については、甲の指示を受けるほか、委託業務の性質上、当然必要なものは乙の負担において履行しなければならない。

2 委託業務の内容

(1) 検定満期メーター取替業務（定期）

甲の指定する給水装置設置場所に赴き、不在時等の場合を除き、使用者等の承諾を得てメーターの取替えを行った後、適切にお知らせするとともに、遅滞なく結果を甲へ報告するものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

ア メーター取替時期・履行場所

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間で甲が指定する期間
履行場所については、甲が指定する場所

イ 取替予定数（取替予定件数が増減しても異議を申し立てないものとする。）

口径	件数	
13mm ねじ込み接合	86 件	豊島地区 96 件
20mm ねじ込み接合	5 件	
25mm ねじ込み接合	4 件	
30mm ねじ込み接合	0 件	

40mm ねじ込み接合	1 件	
50mm フランジ接合	0 件	
75mm フランジ接合	0 件	

ウ 甲のメーター取替計画に基づき履行体制を整えること。

エ 甲の指示に従い、適正にメーターの取替えを行うこと。

オ 取替前に必ず使用者等に声を掛け、作業内容についての説明を行い、使用者の承諾を得て作業に着手すること。

なお、現地において、メーター番号等を確認の上、取替えを行うこと。

カ 新メーターは、側面に示されている流入方向を間違わないよう留意し、異物等が入らないように適正に取り付けること。

キ 撤去したメーターは、甲に提出するまで適切に保管すること。

ク 取替用メーターは甲から支給するものとし、同メーターの分類・保管については、紛失等がないよう適切に管理すること。

ケ メーター取替時に発生する残材残土等は、責任をもって処理し、装置場所の環境保全に努めること。

(2) 検定満期メーター取替業務（随時）

甲が指定するメーターの取替えを行うものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

(3) 再開栓のメーター取付け

甲が指定する再開栓のメーター取付けを行うものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

(4) メーター撤去業務

甲が指定するメーターの撤去を行うものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

(5) メーター位置及びその他の改良業務

検針及びメーター取替に支障があると認められる場合、甲の指示により必要な工事を施工するものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

(6) メーター管理業務

メーターの取付・撤去等入庫・出庫に係る数量確認等に関するメーターの管理業務を甲の指示により誠実に行うものとする。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

3 水道メーター等取替時及び取替後漏水における給水管等の修理

乙は、メーター取替が原因で漏水した場合、乙の負担において、漏水の原因となった給水管等を速やかに修理しなければならない。

なお、詳細については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

4 費用負担

委託業務の履行において必要とする費用負担については、別添特記仕様書にて定めるものとする。

5 貸与物品

甲は、委託業務の実施に必要と認められる機器等については貸与することができる。
なお、詳細は別添特記仕様書にて定めるものとする。

6 その他

乙は、本仕様書等に明記されていない事項であっても、業務履行上、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて履行しなければならない。

本仕様書等に疑義が生じた場合又は本仕様書等に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。